平成２５年（フ）第４２５号
広島県東広島市高屋町造賀11835番地22
債務者　別役みどり（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３０号
広島市安佐北区可部東２丁目18番２―102号
債務者　赤川　千恵
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
山口県萩市大字椿3203番地２　雑式町団地74―３号
債務者　竹内　幸三
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１３９号
沖縄県豊見城市字真玉橋179番地４
債務者　島袋　　聡
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４２号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地230　アイビーエイ佐敷第一305号
債務者　伊波　興健
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４３号
沖縄県南城市字つきしろ1232番地38
債務者　伊波　哲也
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５３号
宮城県大崎市田尻北牧目字新堀137番地２
債務者　酒井　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
宮城県大崎市田尻北牧目字新堀137番地２
債務者　酒井　孝子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢3969番地２
債務者　小筆　　譲
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１４号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1587番地５　益子住宅５号室
債務者　小池　美保
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１５号
栃木県真岡市さくら２丁目４番地４　リリーフホーム二宮ほほえみ１―６
債務者　大野　圭子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第４８号
群馬県桐生市梅田町１丁目461番地の５　島鶴アパート
債務者　大沢　二郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５１号
群馬県みどり市笠懸町鹿3974番地３
債務者　久保田安子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１６７号
金沢市畝田西２丁目135番地
債務者　米澤　悦子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７２号
福井県鯖江市三六町１丁目５番３号
債務者　内藤　　馨
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
福井県鯖江市三六町１丁目５番３号
債務者　内藤　好江
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
福井市西谷３丁目1512番地　ジェニアル西谷102、旧住所福井市花堂北１丁目14番13号　ディアス花堂
債務者　野中　匡美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
福井県鯖江市定次町第22号１番地１　Ｂ―304
債務者　星野　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係